

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

不当要求防止責任者講習の上半期は8月27日まで、下半期の講習は12月中まであります。受講するには責任者選任届けが必要です。不当要求に対抗するには事前の準備、知識が必要です。不当要求は、応援を呼ぶ間もなく突然始まります。受講し、備えましょう。事前準備は最大の防御です。※賛助会員を募集しています。責任者講習や各種資料の手配、配付など暴力団排除に係る事業を存続できるのは賛助会員の皆様のご助力によるものです。全国規模の暴力団は各地方に存在します。私達は暴力団排除のため、事業を推進します。

不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

◎暴力団情勢～警察庁組織犯罪対策課発表等

1 暴力団排除条例の施行状況等

- (1) 条例の制定及び施行～平成23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例が施行されており、条例の効果的な運用を行っています。また、市町村における条例については、令和5年末までに46都道府県内の全市町村で制定されています。
- (2) 条例の適用状況～各都道府県では、条例に基づいた勧告等を実施しています。令和5年における実施件数は勧告46件、指導1件、中止命令7件、再発防止命令5件、検挙20件となっています。

【事例】

○ 利益供与事業者等に対する勧告(令和5年7月：大坂)

飲食店の経営者は、令和4年9月から令和5年3月までの間、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組傘下組織会長にマンション1室及び駐車場を無償で貸し与えるなどして合計100万円の財産上の利益を供与した。同年7月、同経営者及び同会長に対し、勧告を実施した。

○ 禁止区域における暴力団事務所の運営(令和5年3月：警視庁)

住吉会傘下組織組長らは、条例により定められた暴力団事務所の運営禁止区域において、令和3年3月頃から令和5年1月頃までの間、暴力団事務所を運営した。同年3月、同組長らを同条例違反(暴力団事務所の運営禁止)で逮捕している。

2 暴力団排除等の推進～公共部門における暴力団排除

- (1) 公共事業から等からの暴力団排除～国や地方自治体等においては、警察と連携を密にして、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札契約から排除している。
- ア 国における取組み

第8回犯罪対策閣僚会議(平成18年12月開催)において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとしている。また、警察庁と全ての省庁が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築している(令和5年末現在で、1府11省2庁)。

※組織犯罪掲示板～近年、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして詐欺、特に特殊詐欺を行っている実態が認められます。令和5年における全国の特殊詐欺検挙人員は「2,499人」ですが、うち暴力団構成員等は「404人」で全体の16.2%を占めており有力な資金源の一つとしている実態が認められます。